

令和5年3月31日

「妙高の自然に親しむ会」会員各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立妙高少年自然の家

所長 小林 朋広

(公印省略)

家族会員制度「妙高の自然に親しむ会」の廃止について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当所の事業運営について格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当所では、29歳以下の青少年を含む家族を会員登録する制度「妙高の自然に親しむ会」（平成12年4月1日設置）をこれまで実施してきましたが、多くのご家族から自然体験活動に親しんでいただき、その意義について理解を深めていただくという所期の目的について一定の成果を達成したことから、このたび令和5年3月31日（令和4年度末）をもって同会を廃止することを決定いたしました。廃止に伴い、自動的に退会となりますので、会員の皆様の手続き等は必要ありません。また、同会の廃止にかかわらず、今後も当所をご家族で宿泊利用いただけることに変更はございません。宿泊手続きについては、当所HPをご覧くださいか、お電話にてお問合せください。

また、会員のみなさまから会員登録のためにご提供いただいた個人情報については、上記の廃止日をもってデータ及び紙媒体を抹消・破棄させていただきます。なお、当所のイベント情報や宿泊事業の募集等についてお知らせする新たなメール会員制度を令和5年4月から開始予定です。メール配信をご希望の方は、ぜひ以下のQRコードからご登録をお願いいたします。

当所では今後も引き続き、家族を含む多くの青少年に対し、宿泊研修を通じた自然体験活動の機会を提供するとともに、その普及・啓発を図るための取組に努めて参ります。

みなさまのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<メール会員制度 登録フォーム> <https://forms.office.com/r/2m60H4XY5F>



【本件担当】

国立妙高青少年自然の家 事業推進係
〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2
TEL 0255-82-4321 FAX 0255-82-4325
Mail myoko-ji@niye.go.jp